

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成18年1月25日(水)

農林水産省第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 14:00～16:00

3 出席者

委 員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 飯塚委員 池淵委員
魚津委員 太田委員 岡田委員 海瀬委員 加倉井委員 倉沢委員
早坂委員 古河委員 恵委員 横山委員 芳村委員 鷲谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 森林・林業基本計画の変更について(諮問)

- ① 森林・林業基本計画に関する審議の進め方について(案)
- ② 森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化について
- ③ 森林・林業基本計画変更に当たっての検討の視点について(案)

(2) その他(説明事項)

- ① 平成18年度予算について
- ② 地球温暖化防止森林吸収源対策について
- ③ 違法伐採対策について
- ④ 21世紀の森林整備の推進法策のあり方に関する懇談会について
- ⑤ 独立行政法人の見直しについて
- ⑥ 行政改革の重要方針について
- ⑦ 国有林野事業特別会計法の一部改正について

午後 2時00分 開会

○飯高林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

委員各位には、寒い中をお運びいただきましてありがとうございます。

まず、委員の出欠状況について、ご報告いたします。本日は、委員21名中、ただいま17名の方が出席されております。当審議会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

ただいま、鷲谷委員がお見えになりましたので、18名の委員がご出席でございます。

それでは、これからは会長にお願いいたします。

○木平会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、三浦農林水産副大臣にご出席をいただいておりますので、まず初めに、三浦農林水産副大臣のごあいさつをお願いいたします。

○三浦農林水産副大臣 林政審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

森林は、二酸化炭素の吸収を初めとしまして、水源の涵養や災害の防止、安らぎと潤いのある環境の提供など、多様な役割を担う国民共有の財産でございます。しかしながら、近年、林業経営意欲の一層の低下、国産材供給量の低迷など、林業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、森林・林業は大きな転換期を迎えていると考えております。このため、既成概念にとらわれることなく、今真に求められているものは何かを常に考え、国民、消費者の立場に立って、思い切った施策の展開を図っていくことが不可欠であります。

このような状況の中で、森林・林業に関する各種施策の基本となります森林・林業基本計画が、平成13年に森林・林業基本法に基づいて策定されました。本基本計画は、おおむね5年ごとに見直しをすることとされておりますことから、内外の諸情勢の変化を踏まえ、本年9月を目途に新たな基本計画を策定いたしたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、先人の努力により造成されてきた森林を、国民ニーズに応じてどのように整備し次の世代に引き継いでいくべきか、私たちの生活に欠くことのできない木材を供給する林業、木材産業の健全な発展を、どのように図っていくべきかという観点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

私どもといたしましては、森林・林業に高い見識を有しておられます皆様のご意見を真摯に受け止めて、森林・林業行政に全力を尽くしていく所存でありますことを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

平成18年1月25日、農林水産副大臣 三浦一水。

よろしくお願いいたします。

○木平会長 三浦副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議事項であります森林・林業基本計画の変更につきまして、農林水産大臣の諮問をいただきたいと存じます。

○三浦農林水産副大臣 林政審議会会長、木平勇吉殿。森林・林業基本計画の変更について。標記について、森林・林業基本法第11条第8項において準用する同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。農林水産大臣、中川昭一。

よろしくお願いいたします。

○木平会長 検討させていただきます。

なお、三浦農林水産副大臣におかれましては、所用のため、ただいまをもちましてご退席いただきます。ご多忙のところ、本当にありがとうございました。

○三浦農林水産副大臣 どうも、よろしくお願いいたします。

○木平会長 それでは、本日の議事に入る前に、前回9月12日の審議会の開催以降、林野庁幹部の人事異動がありましたので、事務局よりご紹介をお願いいたします。

○飯高林政課長 それでは、新任の幹部を紹介させていただきます。

川村林野庁長官です。

○川村林野庁長官 川村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○飯高林政課長 辻次長です。

○辻次長 辻でございます。よろしくお願いいたします。

○飯高林政課長 石島林政部長です。

○石島林政部長 石島です。よろしくお願いいたします。

○飯高林政課長 島田森林整備部長です。

○島田森林整備部長 島田でございます。よろしくお願いいたします。

○飯高林政課長 梶谷国有林野部長です。

○梶谷国有林野部長 梶谷です。引き続きよろしくお願いいたします。

○木平会長 それでは、本日の議事につきまして、ただいま農林水産大臣から諮問のございま

した森林・林業基本計画の変更につきまして、また、説明事項として7つの項目について、説明をいただくことになっております。

まず初めに、森林・林業基本計画に関する審議の進め方について、ご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 企画課長の岡田でございます。座ってご説明させていただきます。

お手元にナンバーリングしております1－1という資料を、ご覧いただきたいと思います。森林・林業基本計画に関する審議の進め方と題した資料でございます。（案）と示した資料でございます。

まず、今回のこの基本計画の変更の性格についてご説明いたします。

現行の基本計画は、これは森林・林業基本法に基づきまして、政府が、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるというものでございまして、基本法におきましては、ここに、資料1のところがございますとおり、（1）の①、②、③、④と掲げてございますけれども、そういった事項を定めるということになってございます。

基本計画は、この（2）に書いてございますけれども、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、または、森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえまして、おおむね5年ごとに変更を行うということになっておるわけでございまして、また、基本計画の変更に当たりましては、林政審議会の意見を聴くということになっております。さらに、変更をしたときは、国会報告、公表するということになってございます。

現行の基本計画は、平成13年10月に策定されたものでございまして、おおむね5年ということで、本年18年の秋に変更をする必要があるということでございまして、このため、今後の審議の進め方につきましては、1枚めくっていただきますと、次のページに日程（案）というものを示してございます。これをご覧いただければと思います。本日は、当方から森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化につきまして、資料でご説明させていただきまして、今後の検討の視点につきましてもご意見をいただいた後、3月から5月にかけて、本審議会を3回程度開催していただき、現行基本計画の検証、森林・林業・木材産業をめぐる課題等についてご審議いただければというふうに考えております。

この間、より幅広く専門家の方々から意見を聴くという観点から、5月ごろには、この審議会において有識者の方からのヒアリングを行っていただければというふうに考えております。具体的な内容は、次回以降、示させていただきたいと思っております。

その後、6月から8月にかけて、それまでの審議を踏まえた新しい基本計画の骨子案に

つきましてご審議をいただきまして、案を取りまとめ、パブリックコメントなどを経まして、9月に答申をいただければというように考えておるわけでございます。

なお、森林法に基づきます全国森林計画につきましては、この新しい基本計画の内容によって変更の必要が生じるということになるかと思っておりますので、具体的な検討が可能となった時点からあわせてご審議いただきまして、新基本計画と同時に答申をいただければと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○木平会長 企画課長、どうもありがとうございました。

それでは、この審議の進め方について、委員の皆様方からご意見があればお伺いいたします。手元の別紙のように、今日、1月から始まりまして、3月、5月、それから6月、8月、それから9月を目途にして進めると、こういう提案でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、これについては、この案に沿って進めるということでご了承いただけたといたします。ありがとうございました。

それでは、次に進みます。森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化について、説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 引き続きまして、ご説明させていただきます。資料のナンバー1－2と書いたものでございます。森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化でございます。

1枚めくっていただきますと、目次のとおり、大きく、社会情勢の変化、それから森林資源、森林の整備・保全、林業、木材産業というふうに、それぞれ分けてございます。

まず、これも目次をめくっていただきまして1ページ目からでございますが、社会情勢の変化というところでございます。地球規模でエネルギー需要の増加が見込まれ、それに伴い、資源の枯渇、森林の減少が懸念されており、環境の保全や森林などの再生可能な資源の循環的な利用が重要となっているということを記述をいたしているわけでございます。

2ページには、世界規模で森林面積が減少しておりまして、2ページの右側、ヨハネスブルグ・サミットにおきまして持続可能な森林経営、これは持続可能な開発の推進に不可欠であるというふうにされておるところを、紹介させていただいております。

3ページでございますけれども、少子高齢化が進行する中で、労働力の減少などの影響が懸念されるところでございます。他方、団塊の世代が定年を間近に控えまして、これらの人たちの一部が山間部の故郷に帰って新しい人生を送るといった、さまざまなライフスタイルの変化にも注目が必要だということを、記述をいたしております。

4 ページでございますけれども、三位一体の改革によりまして、補助金改革、地方交付税の見直し、税源移譲、こういったものが進められまして、国、地方とも大変厳しい財政状況になっているということでございます。

以上、1 ページから 4 ページまで、これらの基本計画をめぐる社会情勢の変化、こういったものを踏まえながら策定しなくてはいけないだろうというふうに、考えておる次第でございます。

次に、5 ページからは、森林資源、森林の整備・保全についての整理をさせていただいております。

まず、5 ページのところは、国民の森林に対する役割。これは、地球温暖化防止なども含めまして、多様化・高度化しているということでございます。一方で、森林の状況はどうなっているかということでございますけれども、5 ページの右側にございますとおり、森林面積、それから人工林、天然林、こういったところは、面積では大きくは変化はしておりませんが、蓄積は、近年、毎年約8,000万立米ずつのペースで増えておるということでございます。茶色の部分は天然林、緑がかった部分が人工林ということでございます。

それから、6 ページへめくっていただきますと、ここには人工林の齢級別面積の推移を示しております。従来、主伐の時期と考えられてきました46年生以上が30%を占めるに至っております。このまま主伐が進まなければ、さらに今後20年間で約60%が46年生以上に移行するという見通しでございます。間伐推進には積極的に取り組んでおるところでございますけれども、加えて、高齢級の森林の適切な整備と利用、こういったものにも本格的に取り組んでいくべき段階になっておるということでございます。

7 ページには、これはサンプル調査によりますものでございますけれども、下草の生育が十分でない森林の割合を示したものでございまして、適切な施業がなされなければ、森林が右の写真のような状態になりまして、その面積が拡大する恐れもあるということを示した資料でございます。

8 ページは、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の概要を示しております。この点は、後ほどの説明事項の中でも改めて説明させていただきたいと思っております。

それから、9 ページのところは、局地的豪雨の発生回数が増えている傾向にあることなどから、山地災害の多発。それからまた、10 ページをお開きいただきますと、少雨の年と多雨の年、この変動幅の拡大によりまして、地域的な渇水も発生するなど、国民の安全・安心の確保が重要となっていると、そういう状況にあるのではないかということを示した資料になってござい

ます。

11ページのところは、知床の世界遺産登録や緑の回廊に見られますように、貴重な森林の生態系や生物多様性の保全が必要となっているという状況を示したものでございまして、いくつかの実際の登録の実態というものも、この中で一覧として示させていただいております。

それからまた、12ページに示しますとおり、スギ花粉症あるいは松くい虫やシカなどによる被害、竹林の増加や不法投棄などへの対策が必要となっている、こういった状況も見過ごすことはできないというところを記述をさせていただいております。

また、13ページのところでは、森林に対して国民の要請がさまざまにあるということ、それからまた、高齢級の森林の増加など、森林をめぐる情勢も変化をしていくということを踏まえますと、今後は抜き伐りを繰り返す長伐期施業、天然更新を活用した広葉樹林化など、多様な森林整備手法の選択が必要となっているということを、ご紹介させていただいております。

また、14ページには、路網について示してございます。路網につきましては、諸外国と比較してもまだまだ低位にあり、例えば、右側の表でございますけれども、林道から近いところほど間伐が進むということで、やはり計画的な路網整備が、森林の適正な整備・保全という意味では大変重要になっているということを示しているわけでございます。

それから、15ページのところでございますが、所有者による自発的な整備がなかなか進まない中で、近年、森林に関する独自課税を導入する県がふえているということ、それから、ボランティア団体、企業など、多様な主体による森林整備活動が活発化しているということ、これもまた、現行の基本計画策定後の非常に大きな変化であるというふうに考えておるわけでございます。

それから、16ページのところでございますけれども、ここは、山村をめぐる情勢についてでございます。森林整備・保全を支える山村でございますけれども、過疎化・高齢化が進むとともに、市町村合併が進行いたしております。そういう行政上の枠組みが変わっているという中の変化がございます。そういった中で、16ページの右上でございますけれども、愛知県の豊田市のように、新たに都市と森林、山村を両方抱えた市等が出現しているという状況があるということを、示させていただいております。

次に、17ページからは、林業についてでございます。林業につきましては、森林所有者の木材価格の下落等による林業採算性の悪化に加えまして、森林所有者の不在村化、高齢化、あるいは林業所得への依存度の低さというものが林業経営意欲を減退させまして、その結果森林資源の量的な増大にかかわらず、18ページのところでございますけれども、全国的に、伐採を控

えるなどの林業生産活動の停滞といった状況が見て取れるということでございます。

それから、19ページのところ、森林の所有構造に着目して資料を整理しておりますけれども、小規模森林所有者が大半を占めるという所有構造には大きな変化はございませんが、規模の大小にかかわらず、総じて林業生産活動は低迷しているという状況でございます。それから、素材生産事業、これは特に主伐の方の資料をここに掲げておるのでございますけれども、素材生産性の低い、事業規模の小さなものが多いということ、それから、19ページ右下の方でございまして、諸外国と比較しても、素材生産費が割高になっている実態があるということでございます。

それから、20ページでございます。林業を支える就業者の方の動向はどうなっているかということでございますけれども、減少・高齢化が進んでいるということでございます。ただ、新規就業者につきましては、平成11年から2,000人も超える大台になってございまして、特に近年では、いわゆる緑の雇用対策の取組がございまして、増加傾向にあるという状況でございます。

それから、21ページのところでございますけれども、林業生産活動を活発化させるためには、施業の集約化、団地化、これを推進する必要がございますけれども、その中でも、森林組合の役割は引き続き重要であるというところでございます。ただ、素材生産について着目してみますと、21ページの右上にございますが、森林組合は17%の割合、逆に森林組合以外のいわゆる林業事業体を中心となっているという状況がございます。

22ページからは、木材産業をめぐる情勢でございまして、世界の木材生産は増加傾向で推移しておるわけでございますが、一方で、我が国の木材需要量・供給量は近年9,000万立米で推移をしているということでございまして、うち国産材は1,700万立米ということでございます。ただ、供給量はここ二、三年増加の兆しが出ておるということでございますので、この兆しを大きく伸ばしていくことが重要だということでございます。自給率は18.4%ということで、結果としての数字は出ているかどうかでございまして、その内訳を見ますと、製材用材の場合は33%、一方でパルプチップがとりわけ11%と低くなっているということで、自給率18.4%と、こういった場合でも、中身を見ますと用途別には大きな違いがあるということでございます。

それから、23ページ、木材価格の動向でございまして。木材価格、基本的にはやはり国際市場の中で形成されているわけでございます。グラフに示しますとおり、近年では柱材として用いられますスギの正角の乾燥材とホワイトウッドの集成材、これが競合関係にあるという状況にございます。

それから、24ページでございますけれども、木材の重要な用途でございます住宅資材、この辺の状況でございますが、品質水準の高まりといったことに伴いまして、プレカット化が進展をいたしております。また、集成材の割合が急速に高まっておりまして、大手住宅メーカーのシェア拡大によって、良質かつ安定的に供給可能であることが必須の要件になっているということでございます。

それから、これに対して国産材の製材工場の動向はどうかということになりますと、25ページにありますとおり、製材コストの高い小規模な工場が多く、また、国産材は流通も多段階でコスト高の構造になっていると。加えて、乾燥材の割合も依然低位にとどまっているということから、住宅メーカーのニーズにあったものを供給しなければいけないという需要構造の大きな変化に対応できているとはいいがたい状況にあるということでございます。

ただし、26ページと27ページでございますけれども、加工技術の向上等によりまして、スギやカラマツなどの国産材針葉樹合板への利用も増加いたしております。一部地域では地域材の、これは林野庁の新しい予算施策でございますけれども、新しい流通・加工システムをモデル的に整備するというので、一部地域ではスギの間伐材の利用ということが進んでおるということもございますし、また、スギを圧縮して強度を高めたフローリングなど、高付加価値化への取り組みも見られるということでございます。

27ページは、その川上と川下が連携した地域材の新しい大規模な流通・加工システム、これはイメージでございますけれども、これをモデル的に今整備をしているということを示しております。

それから、28ページでございますけれども、地域材利用拡大のための取組といたしまして、本年度から始めたいいわゆる「木づかい運動」、こういった普及啓発活動の状況、それから、木質バイオマス利用の動向を、28ページの中では示させていただいております。

また、29ページに示しますとおり、中国への丸太輸出、こういったものが進んでおるということも、また大きな変化かと思っております。さらに、地球規模での環境保全の観点から、違法伐採対策に取り組むんだということで、さまざまな取り組みが行われているということも、29ページの右下のところでございますけれども、示しております。

以上、近年の情勢の変化につきまして、簡単にご説明いたしましたけれども、今後このような状況を踏まえまして、国民の期待に応えた森林の整備・保全、さらに、極めて厳しい状況でございますけれども、林業の再生と地域材の利用拡大に向けまして、新たな政策を方向づけることは重要だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○木平会長 どうも、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から今の説明について、ご質問を伺いたいと存じます。どなた様でも結構です。どこからでも結構です。ご質問いただければと思います。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 21ページの森林組合の役割が重要と。担い手についての、この森林組合についての振興策というんでしょうか、そういうものについては、従来どういことがなされてきたのか、その振興策についての評価、今後この森林組合の重要性をさらにベースにして森林組合をてこ入れしていくための新たな取組、この点について少し教えていただきたいと思うんですが。

○木平会長 それでは、お答えいただきたいと思います。

○岡田企画課長 これまでも、森林組合につきましては、林業生産活動の大きな担い手であるということで、これまでも事業化、経営基盤の強化、それから経営管理体制の強化ということで、合併の推進ということも大きく進めてきたわけでございます。それからまた、各種予算施策も講じながら、それぞれの役職員の方の質の向上という面でも支援をしてまいりました。さらに、平成17年の7月からもう既に改正森林組合法が施行されたわけでございますけれども、森林組合の機能と組織基盤の強化を図るということで、一定の員外利用の制限の緩和なり、あるいは森林環境教育事業の追加、あるいは合併手続きの簡素化というところも加えまして、森林組合が、組合員はもとより、組合員以外の森林所有者についても一体的な施業の実施を働きかけて、地域の森林管理全体の担い手となれるような仕掛けというものを整備いたしております。

こういったことをやりながら、地元の森林の担い手としても大きな位置づけにあります森林組合を強化し、あるいはまた、いわゆる都市部の方との交流も進められるような形での取り組みというのも、条件整備を進めていくということで、今進めているところでございます。

○木平会長 横山委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員からどうぞ。

倉沢委員。

○倉沢委員 29ページの最後のところなんですけれども、2つございます。

1つは、中国への木材輸出。非常にびっくりしたというのか、私は全然存じませんで、こういう形で伸びていっているということはびっくりしたんですが、日本の木材がなかなか市場に出て行かない理由は、やはり高価格、価格が非常に高くつくということがあったわけですが、

にもかかわらず、日本の木材が中国へ輸出できるというのは、これはどういうことなのかという、すごくシンプルな質問が1つです。

それから、もう一つは、この違法伐採に対する取り組み。特に、二国間協力でインドネシアとの間での協力が出ていますが、具体的にどういうことを日本はしようとしているのか、あるいはしているのか、簡単で結構ですから教えていただけたらと思います。

○木平会長 それでは、中国への丸太輸出の状況について、それから、違法伐採対策の具体的な内容について、林野庁の方からお願いします。

○岡田企画課長 中国の丸太輸出につきましては、やはり木材価格がやはり安くなっておるということと、一方で中国が非常に需要の引きが大きくなってきたという2つの面で、輸出の状況が整ってきたと。ただ、これはあくまでもまだ輸出し始めという状況でございますので、まだこれから向こうのマーケットの情報もいろいろ確認しながら進めていくというような状況になっているかと思っております。

○倉沢委員 物価の指数からしますと、いくら日本の木材が安くなっても、中国でペイするというのはすごく、素人考えですが、不思議な気がするんですが、どうしてそれが可能になりつつあるのか、簡単にご説明いただけないでしょうか。どういうことがあって可能になったのかということ。

○岡田企画課長 結局は価格の問題です。結局はぎりぎり、今要するに輸出と申し上げましても、たやすく輸出しているという状況ではございませんで、やはりこの価格が安くなっているということを活用しながら輸出しているというのが実態でございますので、非常にぎりぎりのところで今輸出戦略を立てているというふうな状況でございます。

○辻次長 日本とインドネシアとの二国間協力というものですけれども、主としてインドネシアを対象にして、木材のトレーサビリティシステムといいますか、履歴追跡システム、いわゆる木材が伐られてどういうふうに通流されて加工されてという、そういう技術開発を日本の予算で現在、今年度から3カ年かけてやろうかと。それは、そのシステムが確立すればそれを実際に当てはめていってということで、そうしますと、違法伐採された木材が入ってこないということに役に立つということでございます。

○木平会長 中国の問題については、まだそういう通常の商業ベースで順調にしているというわけではなくて、特別の今トライアルという、試行中だと思います。したがって、ご指摘のように日本の材というのは高いので、なかなかただ持っていただけでは売れないと。したがって、どういうところをねらうかと。中国には、非常に、一般の方から富裕、お金持ちの方も

いらっしゃると。どういうところをねらったらいいかという、今検討の最中ではないかこう
思っております。

○倉沢委員 これがうまくいけば、すごくポシビリティとしては、市場開拓として大きいので
はないかという気がいたします。

○木平会長 どうでしょうか。必ずしもそう楽観的ではないと、さっきも言っていますが。

○倉沢委員 もちろん、そうだと思います。

○岡田企画課長 ご案内のとおり、中国の方では住宅につきましては木造住宅ということであ
りませんで、やはり主流の方はマンションで、構造物で木を使わない。基本的には、構造物で
はございません。ただ、そこで内装用の材につきましては、あるいはフローリング材、こうい
った内装用の材について、まだまだ余地があると。それから、先ほど会長のご指摘がありまし
たけれども、非常に中国市場は広いわけでございますし、また、購買層の層も非常に多様であ
るということでございますので、そういったいろんな市場の、我が国の国産材のスギなりがね
らっていけるような部分はどこかということをよく見きわめながら、進めていく必要があると
いうふうに考えております。

○倉沢委員 ありがとうございます。

○木平会長 違法伐採の方はよろしいですか。

○倉沢委員 はい。

○木平会長 では、ほかの委員から。

どうぞ、池淵委員。

○池淵委員 そのことに関連するんですけれども、いろんなグラフとか見せてもらったときに、
いろんな諸外国の実態、結果のアウトプットをいろいろ見せてもらうんですけれども、それぞ
れの国において、例えば今我々が議論しておりますような森林・林業・木材産業をめぐるそう
いう施策、国のですね、そういう施策とかそういう方法とかそういう形のものが。それに基づ
いてこういうアウトプット。さっきおっしゃった市場原理に乗るやつも、これはもちろんある
んですけれども、そういう国際的な枠組みの。あれはサミットとか書いてあるんだったら、そ
れに基づいて各国はどんな施策をもって対応しているのか。そういう形の提示とか、そういう
情報はなかなかないものなんですか。国によっていろいろ温度差があったり、いろいろ千差万
別だというのだけれども、こういった施策展開の結果として、アウトプットとしてこうやって
出てきておるのか。そこら辺の市場原理に任すべき内容と、そういった施策展開が、それぞれ
国ごとにとられて、そういう形で出ていっているのであれば、その施策をやっぱり読み取らな

いと、というように思ったりしたんですので、そういった形のものが把握なり、教えていただくと、相手のあれを読むということもあって。そういう施策として、こういう法律だけではなく、そういう形のものがちゃんと講じられて、その背景の上で出てきたところと横並びになされているような、そういう気持ちもちょっとしたものですので、そのあたり、ちょっと教えていただければありがたいなと思ったんです。

○木平会長 林野庁の方、いかがでしょうか。当然、相手の政策とかあるいは市場状況、探りながらやっているとはいえますけれども。どうぞ。

○岡田企画課長 輸出資源を有効活用しながら輸出戦略までかけるドイツ、あるいはフィンランドと、あるいはスウェーデン、こういった国々の施策といいますか、これは森林・林業の構造的な問題はどうかというところもあるかと思います。我々日本と違いまして、非常に平地の中で高性能林業機械を稼働率を上げながら出して、素材生産にも差が出ているというところと、あと、その森林所有者の共同組織の方の取り組みの仕方もまた違ってこようと思います。

少し、この点も含めまして、1度ちょっと整理したものを次回以降、また資料としてご提出させていただきますまして、ご議論の題材にさせていただけたらというふうに思っております。

○木平会長 今、ご説明ありましたように、非常に国によって林業の環境が違うということで、また、よろしく整理いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○岡田委員 1－2、大変よく整理されていて勉強になったんですが、1つ、大事だなと思うところで整理していただいていないなと思うのは、例えば24ページ、25ページ、このあたりに関係するんですが、製品の、あるいは丸太といいたほうが素材の需要。商品の形がずいぶん変わっているということ、それから値段についてもずいぶん違ってきて、ものの動き方も変わっているということをここではおわせております。そういう中で、25ページのこの模式図でいきますと、森林所有者から製材業者まで、この間のいわば構造変化みたいなもの、当然あると思うんですね。これについては、残念ながら資料整理がないものですから、どのように認識をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

○木平会長 それでは、この模式図の特に素材生産業者、このあたりのことについて追加説明をお願いします。

○岡田企画課長 お答えします。

素材の流通状況、これはあくまで模式図で、量の数字を今入れてございません。ちょっとこ

ういうところも含めまして、川下の流通の状況変化、もう少し詳細な部分は、実は次回以降、林業の分野それから木材産業、こう分けまして、少し詳細な検証をさせていただきたいなと思っております。その際、もう少し具体的な数字を入れた資料を入れながら、ご議論させていただきたいなと思っています。ちょっと今、すべてについてはご説明できませんけれども。

○木平会長 これは、ご指摘のとおり、山から市場へ出ると、このメカニズムの変化というのは非常に重要なこれからの対応策の基礎データになると思います。

それでは、また、林野庁、後ほど、次回でもよろしくお願いします。

では、レディーファーストで。

○恵委員 資料、非常にわかりやすいと思います。

3 ページから、ちょっと読み取りのストーリーとして、団塊の世代が多くもしかしたら森に来てくれるかもしれないという。その森に入りたいという意向調査などは、団塊の世代、確かに人口が多いけれども、ありますかというのが1点です。つまり、だんなさんはすごくロマンを持って、行きたいと。しかし、奥さんはとんでもないと言って、一緒には山に行ってくれない。それが、逆にネックになって、本当にいいパワーがあっても生かせるのかどうかということと、それに関連して、6 ページの10 歳級以上の森林面積の割合が高くなっているということ。このことは、簡単なトレーニングを受けただけでは大きな樹齢の木を扱いにくいのではないかと。しかも、その木は奥山が多く、実際の分布からいくと、かなりの戦略を持たないと、きのうきょうボランティアの活動を始めてチェーンソーが使えるといった人に伐れるものではない可能性があるので、この6 ページと3 ページの連携をどう考えるかということと、15 ページのボランティアの団体数が増えていますが、ボランティアの中でも上級クラスの技術蓄積を持っているところは、もう素人を脱していると思うんですね。自らそのトレーニングシステムやプログラムやちゃんとした認証制度を、技術面できちんと開示して、自分たちで制度をつくって人を育てているというところもふえてきているので、そういうところは、積極的に国としても重要な存在であると認めて、一緒にやっていく仕組みというのが要るのではないかなということと、それを受けた20 ページの、先ほど森林組合のご指摘があったんですが、この森林組合そのものの改革もあったということですが、その森林組合が技術の伝承ないしはその地域情報をきっちりと知って、それを具体的戦略として打ち出して、それが一般に公開されて。例えば、GIS マークなどで、ここの林分のこの急斜面のこの800 メーターより上の方にこんなに大きな材積があって、その戦略をどうしたらいいかという、具体的な、地図でわかるような情報化ですね。それを知って、では林道はどうしたらいいか。では、ここに何人投入したらいいかと

か、具体的な技術はだれが持っていて、機械は何が入り込めるのかとか、そういう戦略をするんだと思うんです。

今、多分、単位の森林組合とかエリアだけでそういう情報を持っておられて、戦略をしていると思うんですが、これは国土全体の林業の大きな情報として、少し隣の分までまとめた情報がデータとしてGIS化できないかということが1つと、いっぱい言いましたけれども。さらに、それを受けて、24、25ページの材として、山にこういう材がありますということが住宅メーカーないしは使っていただける方に行き届けば、もしかしたら需要の方として。

例えば、山にあるこういうGISマークの網のかかったところから材を買ってくれたら安くしてあげますとか、何か住宅購入者には、例えばハイブリッドカーを買う人は税金をまけるみたいに、そういう住宅を購入した方に優遇があるような、そういうほかの政策とのリンクをしていくということを、こういう資料から何か読み取れないかなと思ひまして。

実態は実態でいいと思うんですが、そこから読み取れる裏のデータみたいなものが、もしあちらこちらで、サンプルでもいいのでとられていたら、一緒にここに入ってくると、後から出てくる政策も、なるほど、ではいけるかなという感じになれるんじゃないかなと思ひました。

資料としてはいいところですが、感想です。

○木平会長 ありがとうございます。

そうですね、団塊の世代がそのまま山村に移るかどうかと。そう楽観的ではない。それから、これからの伐採というのは、高齢級にもなり択伐的なものもあり、高度技術が要求されるんじゃないと。一方、ボランティアはたくさん出てきていますけれども、非常に技術の高いところから日曜ボランティアのような幅が出てきたと。もう一つは、森林組合というのは、そういう技術だとか情報の提供の機能というものが、これからもっと求められるのではないかと。あるいは、最後に、材の所在情報とかそういうものの状況について資料を追加していただければ、この計画立案に非常に役に立つのではないかと、こういうことです。

○岡田企画課長 団塊の世代の方のアンケートというものでございますけれども、年代別にアンケートをとったときに、ボランティアということで森林づくりに参加してみたいかどうかというアンケート調査でございました。そうしますと、やっぱり確か50代以降の方がかなり割合が高くなっておるという傾向も見られたと思っております。ですから、そういう動きもよくとらまえて。それは、あくまでもボランティア。それだから、即林業の就業者になるというよりも、むしろ森林づくりに参加していただく、ボランティア活動の中でも参加していただく、といったことでの動きというように伸ばしていくんだらうなというふうに思っております。

それから、後半のお話でございますけれども、資料はこれ非常に今回網羅的にさせていただきましてけれども、林業、森林とそれと木材産業までどういうふうに木材が流れていくかということが、一番今回の施策の中でも大きな焦点ではないかなというふうに思っております。その流れを見えるように、この施策としてつくっていく、今回の基本計画の中でも大きなところだと思っておりますので、それにご議論に資するような資料を、やっぱり今後また整理させていただきたいと思っております。

○木平会長　ありがとうございます。

それでは、古河委員の方、お願いします。

○古河委員　基本計画の変更に当たっての検討のところで申し上げた方がいいのかもしれないんですけれども、情勢の変化もかなり最近あるんで、その辺についてちょっとお話してみたいと、こういうふうに思っております。

実は、昨年の8月に、約10カ月ぐらい森林経営活性化協議会という協議会を、先生方と林野庁の方と林業の外郭団体のほかに、国土交通省の住団連とか全建連の方々も入って案をつくりました。それで、自民党の林業再生案という形で8月にまとめられたと思うんですね。昨年の白書でも、林業の採算性を向上させて、それに携わる民間の経営者の意欲を喚起して、森林を整備・保全を図るということが、白書でもうたわれて、林業再生白書という位置づけをされたと思うんですよね。林野庁も今回なけなしの予算の中ではよくがんばっていただいて、新生産システムというのを出されました。これは、生産・流通・加工、これを大規模化して集約化してコストダウンして、強い林業地域とか林業……。外材に対抗できるようなものをつくろうという意図があると思うんですよね。

前の13年のときの資料を拝見しますと、多面的な機能を重複的に発揮するような森林とか、これはもう環境問題が非常に表に出ているんですが、状況とすると、ずいぶん今、林業再生の方へ移っているのではないかというふうに私は考えているんですけれども、その辺を織り込んでいただきたいなということで、希望ですけれども、一言申し上げたいと思います。

○木平会長　ありがとうございました。

ご意見の内容が、次の検討の視点というところに移っておりますので、それでは次に、この森林・林業基本計画の変更に当たってどのような視点で行うか、これについての説明の方をお願いいたします。

○岡田企画課長　資料ナンバーの1－3と打ったものでございます。基本計画変更に当たっての検討の視点（案）でございますが。

これは、新しい基本計画の方向づけは、今後検討いただくものでございますけれども、でき上りのイメージをつかんでいただくために整理した資料でございます。

左側の欄には、現行計画の構成とポイントをまとめてございます。右側の欄では、現行計画策定時からの情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえて、こういったことで整理していつてはどうかという考え方を示しているものでございます。

まず、1ページの第1の基本的な方針のところでございますが、先ほど説明させていただきましたが、情勢の変化と今後整理していく施策の効果に関する評価を踏まえまして施策の見直しの必要性、あるいはまた施策の見直しに当たっての基本的な視点を整理してはいかがかと考えております。

2ページのところでございますけれども、多面的機能発揮に関する目標でございます。これまでの取り組みの効果・問題点等について検証いたしまして、その結果を踏まえ、目標達成のために特に重点的に取り組むべき事項を中心に整理してはいかがかというふうに考えております。森林の多面的な機能発揮ということは、現行基本計画、これはもうやはり今回の基本計画でも基本的には変わるところはないと思っておりますけれども、そのところで、特に重点的に取り組む事項を中心に整理をしてはいかがかというふうに考えているわけでございます。

それから、3ページの林産物の供給及び利用に関する目標についても同様に、重点的なものは何かということを明確に打ち出せるような整理の仕方をしてはいかがかというふうに考えておるわけでございます。

それから、4ページ。ここは、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策といったものを整理しておるわけでございますが、これはもうこれからのご議論を踏まえまして、第1及び第2に掲げる課題を踏まえまして、体系的に整理をし直したいというふうに考えております。

以上は、あくまでも今回の基本計画の変更に向けた検討の視点、あるいは検討の進め方というふうに言った方が近いのかもしれませんが、その一つとお考えいただければというふうに考えております。

なお、少し先走るようでございますけれども、次回の審議につきましては、その後ろに1枚のペーパーをつけてございます。次回の審議について（案）となつてございますけれども、本日、これまでのところで検討すべき視点、事項についてご意見をいただきますれば、次回の審議におきまして、その点も踏まえまして資料を整理したい。先ほど、いくつかのご指摘ございましたので、それらを含めまして整理をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○木平会長 それでは、委員の皆さんから、これについてご意見をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○横山委員 また森林組合のことで、少しお話をさせていただこうと思っています。というのは、集約化、団地化というものの中でこの森林組合の役割は重要だという認識については、恐らく関係者の意見の一致を見ているのではないかと。確かに多面的機能の発揮ということについては、当然これも意見の一致を見ていると。ところが、担い手としての姿が、やはり見えてこないのではないかと。その中で、本当に、いわゆる資源の循環利用という意味合い、あるいは市場ベースで集落なり山村がどうやって持続可能な生産拠点になり得るのかということについて、やはりそれぞれの、先ほど恵委員の方からもお話があったんですが、箇所づけというわけではないんですが、市場ベースで生き残れる地域とそうでない地域について、その選別をするというわけではないんですが、何らかの、政策の対応は違いをもってやっていかなければならないのではないかと。だから、競争力のあるところを、よりこうした林業再生という形でこ入れをしていくと。そうでない地域なり山村については、環境の観点から別の政策。直接支払い等のこともございましょうし、環境支払いという観点での維持をしていかなければいけないだろうと。この辺のゾーニングをどうやってやっていくのかといったときに、私自身は、この森林組合の強さがかなり今後重要になってくるのではないかと考えていますので、その辺の、森林組合のより一層の強化に向けての計画案を、今後も重点的にお考えいただきたいなと、個人的にはそう思っています。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。これからの政策のゾーニングとして、林業再生でいくか、あるいは環境重視でいくかと、そういうようなゾーニングの場合に、その一つのベースになるのは森林組合の強化であろうというようなご意見です。

これについて、いかがでしょうか。

○岡田企画課長 これからの森林整備の担い手、あるいは林業をどう支えてもらうかというときに、まず、林業経営体それから林業事業体と、こう分けて考える必要があるかと思います。森林所有者ではもうなかなか難しいというときに、やはり、ではそれはだれがやるかとなりますと、やはり林業事業体が地域の森林所有者の意向を働きかけながらまとめて、そこを効率的に行っていくと、こういう一つのモデルといいますか、理想系を1つつくっていくことが重要かと思っています。

その際の森林組合の、先ほどちょっと強さという、ちょっと私の理解が十分でないのかもしれない

れませんけれども、林業事業体があるところで整理をするのか、それからその森林の状況を見て判断を、この際ゾーニングをするということになろうかと思いますが、それをゾーニングしてそれにあわせてどういう対応をしていくか、林業事業体をどうかませていくか。ここはやっぱり森林と林業事業体、林業を組み合わせながら、ちょっと少し総合的に検討をしなくてはいいだろうと思っています。今後ちょっと少し、ここも詰めて考えさせていただきたいと思っています。

○木平会長　そうですね。この点については、これからも計画を決めるときの、非常に基本的な課題ではないかと思っています。

これに関して、ご意見があれば、どうぞ。

○太田委員　意見というほどの詳しいことは、森林組合はよくわからないんですけれども、やはり、先ほど出てきているゾーニングという形で進める方。ともかく、森林・林業基本法ができて2回目の基本計画なので、森林・林業基本法をやっぱり進化させていかなければいけないということなので、やはり多面的機能。多面的機能の中でもっとも重要なのが木材という、そういう位置づけは変わらないのではないかなと思っています。その上で、ゾーニングということと、それから今の木材生産のところというのを、うまくこう組み合わせていただく知恵を絞っていただいてほしいなと思います。

その時に、先ほどの資料の方なんですけれども、10年とか15年という中期的な話なんだろうと思うんですけれども、例えば資料の16ページの過疎の問題ということになると、高齢化率みたいな話が出ていますが、それも平成12年までしか出ていない。先ほどの人口の方は、先ほどの団塊の世代をイメージした絵だというふうに言っていますけれども、実際には人口減少というのが、既に過疎化でどんどん進むんですが、さらにそれが進んでくる。そうすると、集落の崩壊というか、そういうことが山村地域で起こってくるわけで、そういうものも含めて、もう少し長い目でこの、例えば16ページのグラフなんかも推定していないと、全体像がわからないのではないかなという、ちょっと焦点のぼけた話ですが、ちょっと関連があると思って話してみました。

以上でございます。

○木平会長　ぜひ、参考になさっていただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○岡田委員　関連したことが1つと、それから違うところで1つ、お願いをしたいと思います。

今の関連で申しますと、平成3年のときの大きな改正の中で、流域管理システムという考え

方で、これからの林業軸と森林整備軸を一体化させたある政策体系といいたしましょうか、系をつくっていくということで、この考え方はずっと引き続き行われていると思います。前回の基本計画におきましても、資料をお配りいただいておりますが、前回の基本計画の4ページ目の(7)ですね、これなんかにずいぶん書き込まれているんですが、しかし、地域の実態にあつてはこの考え方がなかなか見えてこない。依然として施策はこの考え方をずっととり続けているわけですから、ぜひ、森林整備といいたしましょうか、林業経営ないしは森林経営でしょうか、あるいは森林管理、それと林業、この我が国における構造理解というのを、きちっとやっぱり整理をすべき時期に来ているのではないかというふうに思います。そういう観点から、それが整理できますと、森林組合の役割なり限界なりがおのずと整理されるやに、私には思われるんですよね。そんなことがありますので、ここでのこの検討の視点として、ぜひ据えていただければと思います。

それから、もう一点は、1-3の資料にお書きいただいておりますが、右側の③の山地災害の多発、地域的な渇水の発生だとか、こういう最近起こっている不幸な事態に関係したところなんです。我が国の国土空間のおよそ7割が森林だということを考えますと、国土基盤としてのこの森林の位置づけというのが明確にあった方がいいなと、こう思っています。どちらかといいますと省庁縦割りの中で、林業だあるいは森林だという、こういう枠組みに閉じ込めた基本計画の視点になっているやに思うんです、実は。そうではなくて、やはり国土基盤そのものを我々はきちっと十全な形に対応していきたいという全方位な、あるいは各省庁も一緒になってやってほしい。そういう意味では、次の展開に当たって、ひょっとすると、あまり大きい声では言えないと思いますが、予算のありようとかいろんなところで、ずいぶんと変わった視界が開けるのかなということも思っておりまして、ぜひ、検討の視点の基本的な方針ないしは前書きの部分ではこれを前面化したような、あるいは各施策にかかわっても、これらにかかわる視点というのをぜひ盛り込んでいただきたい。そうなりますと、循環型ですとか、そんなところとの接合も、ずいぶんしやすくなるのかなということをちょっと考えております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木平会長　よろしくお願ひしたいと思ひます。

私も、森林というものを、特定の目的ということではなくて、宇沢弘文先生のおっしゃるような社会的共通資本として、我々の生存、生活に欠くべからざる基本的なものだと、こういう認識が必要ではないかと、こう思ひます。

ほか、いかがでしょうか。それでは、鷺谷先生。

○鷲谷委員 多面的機能と公的な支援、公共性という観点からの支援に関しての考え方の整理なんです、伺いたい。ご質問をしたいんですけども。

市場が形成されているような機能、サービスと言ってもいいと思うんですが、については、市場に任せるということが基本で、市場がないために価値がつかないけれども公共的には重要な機能であるようなサービスに関して、そのサービスがどのぐらい重要か。一部は貨幣価値を計算できるものもあるかもしれませんが、そういうことをして、そちらに関しては、市場がないわけですから公的にサポート、直接支払い等でサポートしなければいけない、という理解でよろしいのでしょうか。先ほど、ちょっとそのあたりがあまり明瞭ではなかったように。市場があるものに関してサポートすることなんですか。ちょっとそこが、理屈がよく理解できないかと思うんですけども。

○木平会長 そうですね。市場のあるものと非市場的な価値と、これをどういうように政策として考えるかと、こういうご質問です。

○辻次長 いわゆる森林が有している公益的機能の中で、例えば国土保全だとか、そういったものはなかなか、価値はあるんでしょうけれども、市場価値はない。そのために、治山事業ということで、山崩れの防止だとかあるいは保安林整備をして。これは、ほとんどそういう意味の市場価値がないということで、100%公費でやっているわけですね。都道府県でやれば、国が2分の1それから都道府県が2分の1と。したがって、現在の体系の中でも、価値はあるけれども、そういうことをやらなければいけないけれども、市場価値がないというところについては100%あるいは90%といった形でやっておりますし、市場メカニズムを使ってやれるものについては、基本的には助成がない。例えば、木を伐ることについて。いわゆる主伐と言っていますけれども、間伐は別にいたしましても、主伐については助成がないわけでありまして、それはもうまさに、木を売った金で生産するための費用を出さなければいけないということで、ある程度は、そういう考え方があるんだろうと思うんです。

○木平会長 それでは、古河委員どうぞ。

○古河委員 私も、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮する森林をつくるということが目的というのは、非常に結構なんですけれども、そこに至る過程なんです。今、辻さんがおっしゃるような、全くそのとおりだと思うんですけども、やっぱり林業を業として何とか再生させる努力をしない限り、私は日本の森林を守るなんていうことはできない。そして、ましてや民有林はもちろんですけども、森林組合も国有林もですものね。守ることは難しいんじゃないでしょうかということなんですね。

それで、ずっとそっちの方向へ多少動いてきているところへ、これまた同じ、13年度の延長みたいな計画書ではなくて、ぜひ、それを織り込んでいただきたいと思いますよ、私が申し上げたいことは。後ろへ戻るといっては失礼ですけども、そういうつもりはありませんけれども、目的は同じなんですけれども、その過程をもう少し織り込んでいただきたいと、こういうふうに思いますんで、よろしく。

○木平会長　ありがとうございます。

いいですか。どうぞ。

○辻次長　先ほどゾーニングの話が出ておりますけれども、森林の機能に着目したゾーニングというのをやっているわけですね、それはもうむしろ個々の森林ごとに。これは、例えば水源保全機能を高度に発揮させるべき森林とか、あるいは森林と人との共生ですとかですね。したがって、これからのゾーニングというのは、どちらかといえば、先ほど、木材の安定供給をするという。いわゆるこれは民有林も国有林も含めて原木の安定供給をしないと、なかなか国産材の需要拡大が図れないと。そうすると、ある程度のロットといいますか、面的な広がりが必要なんだろうと思うわけでありまして、そういう意味では、地域をくくって、そしてその中で例えば路網の整備だとか高性能林業機械だとか、そういうゾーニングをやる必要があるのかなという感じはしておりますけれども、もう既に森林の機能に着目したゾーニングはやっているということです。

○木平会長　はい、ありがとうございます。

この点につきましては、今後の林政審議会の審議の中で議論を積み重ねていきたいと思っております。

答申の目指すところは9月ですので、これからの、ぜひ、議論をお願いしたいと、こう思います。

また、そのための予定につきましては、3月中、下旬に開催するということで、事務局の方から、考えておりますので、調整をいたしたいと思います。

それでは、この件に関しましては、森林・林業基本計画の変更については、一旦ここまでで終わりにいたしまして、次のその他の説明事項に移りたいと思います。

平成18年度の予算について。2つ目は、地球温暖化防止森林吸収源対策について。3つ目、違法伐採対策について。4つ目、21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会について。この4点について、ご説明をお願いいたします。

○飯高林政課長　最初に、18年度予算でございます。

農林水産省全体の18年度予算が2兆8,000億円強。そのうち林野庁が4,000億円強であります。農林水産省全体の予算は対前年95.4%。それに対して林野庁は97.2%となっておりまして、省全体よりは削減率が小さく済んだという状況であります。

内訳といたしましては、この4,000億円強のうち、大体3,000億円強が公共事業、1,000億円強が非公共事業となっております。上の方の公共事業を見ますと対前年比98.3ということで、これは農林水産省全体の96.1に対しまして、削減幅が小さくなっています。

その内訳は、ここにありますように治山事業と森林整備事業ですが、森林整備事業は対前年比100ということで、減らしておりません。その分治山が若干減っております。災害復旧は、昨今台風等の災害が大変多いものですから、当初の段階で2割増しということで増やしております。

それから、非公共は94.3ということで、公共に比べて減り方が大きいわけですが、これは1つは、注書きに書いてありますように、三位一体の改革ということをやしまして、57億円、都道府県に税源移譲をいたしました。

次のページをおめくりください。重点事項であります、これも、昨年大体ご説明いたしましたので、大事な点だけをかいつまんでご説明いたします。

I. 多様で健全な森林の整備・保全でございます。（1）間伐の推進。これは3カ年対策ということで、17、18、19と3カ年。来年度はそのちょうど真ん中の年に当たります。年間30万ヘクタールの間伐を目標といたしておりまして、3年間で90万ヘクタール、これを目指して予算を執行していきたいと思っています。それから、（2）は広葉樹ですが、少し増やしております。天然更新を活用して広葉樹林化を進めていくということでもあります。

それから、飛ばしまして次のページであります、2番目の里山エリア再生交付金。公共事業の中の目玉であります。これは、都道府県が使い勝手のいい予算ということで、交付金の形にしたものであります。ここにありますように、里山が活用されない結果、花粉症であるとか竹が進入しているとか、あるいは、耕作放棄等々でいろいろ問題が起きているわけでございます。それに対しまして、里山を再生するための予算であります。

それから、3番目が花粉症対策。これも増やしておりまして、無花粉スギなどの苗木を広く供給するための予算でございます。

次の4番目が保安林でございますが、これも限られた予算を重点的に配分する、執行するという、都道府県に計画を立ててもらったところを重点的に整備していくものであります。特に、（2）にありますように、最近、流木が二次災害を引き起こしておりまして、この流木

の除去等々の予算も増やしております。

(3)は鳥獣害、病虫害。予算が減っておりますが、都道府県にかなりの部分税源移譲いたしましたので、残った被害の先端地域、よその県に迷惑がかかるような、こういったところの対策は国が責任を持ってこれからも引き続きやっていく。それから、カシノナガキクイムシのような新種のもの。こういったものも、国がしっかりと対策を講じていく、それ以外は都道府県にやっていただくということで、予算額は減っております。

それから、次のページにまいりまして、Ⅱ．国民参加の森づくりであります。これも、いろんな形で多様な主体が森づくりに参画しておりますので、このパワーをいただきまして、これを支援して、森林整備に役立てていくための所要の予算であります。

それから、3番目が新生産システムであります。やはり林業を再生することを通じて森林の整備を図るというのが原則だと思っております。そういう意味では、新生産システムということを立て上げてまして、全国10カ所程度、住宅メーカーのニーズに応えられるような、ロットのまとまった安定的な供給、山から伐り出せるような体制を整備していくための予算であります。1、2、3と、次のページにあります。そこまでがソフト経費で10億円強ございます。それから、4番目がハードでございまして、これは乾燥施設などを備えた大きな製材工場をつくっていく。これは、強い林業・木材産業づくり交付金の中で、ハード事業を整備していくこととしております。

それから、Ⅳ．担い手、山村の活性化であります。1番目の「緑の雇用」。これは、新規事業であります。これまでの事業が、緊急雇用対策ということで終了しますので、来年度からは装いも新たに、担い手対策ということで要求をいたしたところであります。67億円の中身といたしましては、緊急雇用対策がどちらかというと失業対策に対して、これは若い方に本当に担い手として来ていただくようなことになっております。それから、昨今、非常に風倒木等の被害が多く、足場が大変悪くなっております。そういうときの対処といたしまして、研修でもかかり木処理などの高度な技術研修も行えるようにしたことで、メニューを増やしております。

それから、2番目は、森林組合が、しっかりと施業を、経営を集約化していただけるような、これは所有者の集まりですから、何といたってもロットをまとめていただくというのが森林組合の一番大事な仕事ではなかろうかと。そういう、大きなロットをまとめる努力をしていただく森林組合を支援したい。そういうものであります。

それから、3番目が山村力^{やまぢから}。これは、どちらかというと定住者の受け入れ対策であります。

「緑の雇用」が職業を提供するのに対しまして、最近Iターン、Jターンの方が多いものです。

から、住むところとか生活の便を便宜を図らないとなかなか定着しませんので、別途、「緑の雇用」とあいまって、定住促進のための施策もやってまいるわけであります。それから、
(2)は森業・山業^{もりぎょう やまぎょう}で、継続であります。

次のページ、違法伐採。今年からまたグリーン購入法に基づくさまざまな取り組みもする予定でありますけれども、違法伐採の場合には、情報がなかなか集まらない、集まってもいろんなところから断片的に来るといふ嫌いがありました。これを一堂に会しまして、特にNGOのような方々にいろいろ情報を持っていただいておりますので、こういう方々に集まっていだいて普及啓発、そういったものを取り組んでまいるものであります。

それから、2番目は、これは国際部に計上しておりますが、ITTOに対する拠出金であります。3番目は、バイオマスであります。

それから、4番目は、販路拡大でございます。中国が圧倒的に多いのですが、なかなか商談も難しいわけでございます。そういったノウハウですとか情報、こういったものを体系的にそろえて、本腰を入れて攻める林業と申しますか、輸出に向けて諸をつけたいということであります。

それから、次のVI、災害に強い森づくり。これは、1番目は民国一体ということで、ばらばらではなくて、国有林、民有林一体で計画を立てて治山対策を講じていくというもので、新規事業であります。2番目が流木の対策であります。次のページにまいりまして、3番目は、地震・津波であります。

その次の国有林は、また別途ご説明がございました。

最後に、持続可能な森林経営に向けた国際的な取り組みの推進ということで、地球温暖化問題への対応。京都メカニズム。これは、自分のところでCO₂を削減できない場合には、海外で植林活動をした分、自分のところがCO₂削減にカウントされるというようなメカニズムがあります。こういったものを通じて、海外の植林活動を進めている。2番目は、インド津波、こういったところで、難民キャンプの周りが煮炊きなど、木を伐られてしまうということで、大変二次的に木がなくなっていく状況が増えておりますので、木を再生させる、緑を再生させるプログラムであります。

以上、簡単ではございますが、18年度予算の概要であります。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、質問は後ほどまとめていただくということで、次に続けてお願いいたします。

○青木管理課長 それでは、続きまして管理課長でございますけれども、資料2-2に基づき

まして、平成18年度国有林野事業特別会計予算（案）の概要についてご説明いたしたいと存じます。

まず、基本的な考え方でございますけれども、国有林野事業につきましては森林の公益的機能の維持増進、地球温暖化防止対策に積極的に取り組むとともに、引き続き、財務の健全化を図りつつ改革を着実に推進することといたしまして、歳入歳出総額4,267億円。前年度が4,147億円でございますので、前年度と比べまして2.9%増の予算を計上したところでございます。

ポイントでございますけれども、3点ほどございまして、1点目でございますけれども、昨年も治山部会におきましてご審議いただきましたけれども、平成18年度より国有林野事業特別会計の治山勘定と国有林野事業勘定を統合することを前提に予算措置をしたこと。2点目といたしましては、国有林野といたしましても、引き続き地球温暖化防止対策に積極的に取り組むために、複層林施業等の森林整備、及び天然生林の保全管理対策を推進すること。3点目といたしまして、人件費の縮減を初め、各種事業の効率的実施などによりまして、可能な限り歳出の縮減を図ることといたしまして、収支の改善を図ることとしたことが挙げられるところでございます。

具体的に、3ページ目をご覧くださいと思います。

まず、大きなところで事業収入でございますけれども、なかなか土地売りの売る物件がなくなってまいりまして、事業収入といたしましては17年度と比べまして前年比で90.2%の571億円を計上しているところでございます。

それから、2点目といたしまして、一般会計からの繰入でございますけれども、地球温暖化防止対策の第2ステップの推進に当たりまして、人工林の育成複層林施業林分におきまして、複層林化を促進するための効果的、効率的な整備対策を推進することといたしております。このことから、森林整備に係る一般会計からの繰入額でございますけれども、見ていただくように事業施設費のところでございますけれども、606億円ということでございまして、対前年度比、災害復旧関係を含みまして、14.3%増ということになってございます。

それから、2点目といたしまして、我が国の森林吸収源対策の着実な推進を図る、いろいろ入り込み者の多い地域が増えております。これを見ますと、ちゃんと管理をしないと吸収源として認められない可能性がありますので、国の職員によりまして、植生荒廃の恐れが高まっている地域の天然生林の保全管理策を図るために、巡視強化のためということで、新たに4億円を予算措置したところでございます。これは、地球環境保全森林管理強化対策のうち、摘要のところがございますけれども、天然生林管理水準確保緊急対策というものでございます。

それから、以上によりまして、一般会計からの受入でございますけれども、5.8%増の1,560億円となっております。

それから、4ページをご覧いただきたいと思います。

人件費でございますけれども、改革を着実に進める中、前年度比97.5%の753億円となっております。

利子・償還金でございますけれども、既存の借入金の償還期限の到来によります償還額の増加等によりまして、前年度比107.5%の2,358億円となっております。ただ、この利子につきましては、全額一般会計からの繰入を充てておりまして、なお、償還金につきましては借換借入金を充てておりまして、収支上は影響がないというところでございます。

以上、簡単でございますけれども、国有林野特別会計予算（案）の概要につきましてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

続きまして、地球温暖化防止森林吸収源対策関係、お願いします

○沼田計画課長 それでは、計画課長でございますが、地球温暖化防止森林吸収源対策について、最近の状況を中心にご説明させていただきたいと存じます。資料3でございます。そして、先ほど資料1－2の中で森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化がございましたが、その中の8ページでございますけれども、そちらもあわせてご覧いただければありがたいと存じます。

地球温暖化防止の関係で申し上げますと、昨年2月に京都議定書が発効いたしまして、そういったことを踏まえて、昨年4月に京都議定書目標達成計画というものを閣議決定しております。そういったことから、森林吸収源対策の推進の必要性がさらに一層増してきているというような状況でございます。

私どもいたしましても、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策というものを14年12月につくり、それに基づきまして、健全な森林の整備・保全、それから木材・木質バイオマス利用の推進など、総合的な取り組みを推進しているところでございます。ただ、残念ながら、現在の森林整備水準で推移いたしますと、やはり目標でございます3.9%、1,300万炭素トンの吸収の確保というのがなかなか難しいというような状況になっておりまして、安定的な財源の確保というのが求められているわけでございます。昨年も、平成18年度の税制改正要望に向けて、環境税の創設と税収の使途に森林吸収源対策を位置づけてほしいといったことを要望したわけでございます。

最終的には、12月の与党税制改正大綱で検討事項ということになったわけでございます。この資料3の3枚目の最後のペーパー、与党の平成18年度税制改正大綱の抜粋でございますけれども、中段以降、「環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」、「納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」と、こういった整理がなされたということでございます。

やはり、目標達成のためには、私どもとしては安定的な財源の確保を含めた、いわゆる吸収源対策の着実な推進が、やはり必要だと、また引き続き努力していきたいと考えているところでございます。

それから、2つ目としては、報告・検証体制でございます。

京都議定書に基づきまして、いわゆる森林吸収量は上限値として1,300万炭素トンということになっておりますけれども、それを透明かつ科学的検証可能な手法で算定して報告をするための体制を構築して、条約事務局の審査を受けるということが必要になっております。具体的今年8月末までに条約事務局に吸収量の算定方法、手法というものについて報告をしなければならぬという状況になっております。

このため、15年度から森林資源に関するデータを国が一元的に管理するためのシステムづくりでありますとか、各種情報、基礎データの収集というものを図ってきたところでございます。現時点におきましては、データベースのシステム、例えばその全体設計ができていますとか、いわゆる基礎データの収集、把握が大体でき上がってきているところであります。これから様々なデータを変換して統一するとか、さらにもう少し精度向上を図っていくとか、さらには、どういった森林が吸収量としてカウント対象にできるかといったことを、もう少し精査していく必要があるだろうと考えております。いずれにしても、あと実質半年ということでございますので、間に合うように努力していきたいと考えているところでございます。

資料の2ページ目につきましては、いわゆる環境税のときに、いわゆる追加的事業費として私どもなりきにですね、ご説明したものでございますけれども、以前、林政審議会の先生方には、いわゆる年間2,000億というような事業費はお話させていただいたかと思っておりますが、その当時の2,000億と申しますのは、17年度の税制改正要望のときのことでございまして、今後18年から24年までの7年間で追加的事業費が年間2,000億と試算しております。18年度税制改正要望という時点におきますと、19年から24年ということになりまして、全体として6年間ということで、期間を圧縮しており、そういったことから2,200億の追加的な事業費が必要だということで、各方面にご説明させていただいたものでございます。

先ほども申し上げましたけれども、なかなか難しい状況であるのかもしれませんが、やはり必要なものは必要だということで、引き続き努力していきたいというふうに考えています。

私の方からは、以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして違法伐採対策、お願いします。

○河野木材課長　木材課長の河野でございます。資料4に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、違法伐採問題でございますが、我が国としましては、2000年のG8九州・沖縄サミット以来、違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方に基づきまして、違法伐採問題の重要性というのを、一貫して国際社会の中でも主張してまいりました。

昨年7月のグレンイーグルズ・サミットにおきまして、グレンイーグルズ行動計画というのが承認されました。この中で、政府調達あるいは貿易規制、輸出する側の木材生産国支援などの具体的な行動に取り組むということに合意した、G8の環境・開発閣僚会合でございます。これを、G8の場でも再度承認をしております。

この成果を踏まえまして、我が国としまして気候変動イニシアティブの中で、具体的な対策を、内外に表明しております。

違法伐採の現状ですけれども、各国とも違法伐採があるということは認めておりません。また、違法伐採自体の定義というものははっきりしておりませんけれども、一般的には、それぞれの国の法律に反して行われる伐採というふうに理解されております。そのうちインドネシアでは、インドネシア政府と英国政府で合同調査をしました。その結果、大体50%以上は違法伐採であったということになっております。ロシアでも、昨年の暮れに欧州・北アジア閣僚会議があって、このときに違法伐採があるということを認めたんですけれども、ただ実際の調査がなく、環境NGO等によりますと20%から大体30%が違法伐採材だと言われております。

こういうことを踏まえまして、我が国としましては、先ほど倉沢委員の方からお話がございましたけれども、二国間協力を進めております。特に、インドネシア政府は自分の国には違法伐採があるというふうに認めており、違法伐採対策を双方で、日本も協力しながら実施することにしております。例えば、衛星を利用して大面積に伐採したり盗伐したところはわかるというような、伐採状況の把握。バーコードなどにより木材の流通などの履歴を把握するための技術協力をしているところでございます。

次に、地域間協力。これは、アジア森林パートナーシップというものができております。この中で合法性の基準の明確化、あるいは木材の追跡システムの開発などを行っております。それから、多国間協力としましては、I T T Oを通じた、例えば貿易統計上、輸出と受入国の輸入国との数量が違うといったような違法伐採木材取引の把握などのプロジェクトの支援もしているところでございます。

このG 8のサミットの中で、我が国では、具体的に打ち出しましたのが大きく4点ございまして、1ページの右下にあります。1つは、グリーン購入法により、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することにしております。もう一つは、違法伐採木材の輸入あるいは取引をやめるための任意の行動規範の策定に向けて、各国への働きかけ。それから、履歴追跡システムの開発や管理の向上等を貧困対策も含めた違法伐採の把握等に総合的に取り組む。それから、2006年中にG 8各国の専門家による議論を推進するということになっています。

そのうち、グリーン購入法の関係が2ページに書いてございます。

グリーン購入法、正式には国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律であり、平成12年にできております。環境負荷の少ない物品等を使用することを目的としております。左側、国等における調達の推進ということで、基本方針をまず国として作成をいたします。それで、国の各機関、各省庁、独立行政法人も含みますけれども、それぞれ毎年度、農林水産省であれば農林水産省の、調達方針を作成・公表します。その年に調達方針に基づく調達を進め、最終的には、実績の取りまとめ・公表を行う。それから、環境大臣への通知をするというような形になっております。

右の方、地方公共団体・地方独立行政法人等につきましては、努力義務という形になっております。その下、事業者・国民については、一般的責務ということになります。

そういうことで、グリーン購入法の数量自体は、それほど大きくはないんですけれども、社会的に与える影響、一般消費者に与える影響というのは非常に大きいものになると考えております。

3ページのグリーン購入法にかかわります違法伐採対策関連でございます。

現在、1月10日から31日まで、環境省でパブコメをかけております。この政府特定調達品目でございますけれども、内容のところにあります、大きく紙類、文具類、機器類、インテリア、公共事業というふうに分かれております。この中にそれぞれ、例えば紙類で申し上げますと、違法伐採材に係る判断の基準及び配慮事項を追記することになっております。合法

性、持続可能性の証明のためのガイドラインは、1番下の行にありますように、林野庁の作成しましたものを参考資料としてつけてございます。

4ページに具体的に紙類のいくつかの事例を載せてございます。紙で申し上げますと、古紙は従来から使われておりました。アンダーラインを引いているところが新たなものです。バージンパルプが「原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。」という、調達する場合の判断の基準に入っています。次に、配慮事項は買うときに一般的に配慮をしてくださいというものです。バージンパルプが「原料として使用される場合にあっては」、「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。」と書かれてございます。

それから、4ページの一番下に、なお書きで書いておりますけれども、このグリーン購入法は、今年4月1日から施行することとしております。その中で、4月から調達する分には、それ以前にストックしていたものがあります。その場合、証明書が4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要となお書きに書いてございます。

林野庁作成のガイドラインは、5ページにございます。これは、供給者が留意すべき事項をまとめたものでございます。

定義につきましては合法性は伐採に当たって、原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであること。持続可能性につきましては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出したものであることとしております。

まず、この合法性、持続可能性の証明の方法ですけれども、参考1、7ページになります。これは、森林認証、FSCだとか、我が国ですとSGECと、いろいろございます。それから、チェーンオブカस्टディ。その認証された森林からマーキングをされて出てくる物。これが、最終製品までいく物についてはこのマークがついていればよい。または、伝票等をもって証明できればいいという形にしております。

2つ目の方法が、これは8ページにありますが、それぞれの団体ごとの認証を得て事業者が行う証明方法ということです。森林所有者の伐採届から始まりまして、原木市場なり製材工場、それぞれの団体がその段階で工場を認定をし、分別されたものが証明書がついて、最後の調達者のところまで流れていくことになります。これで、合法性、持続可能性の証明を行うものでございます。

次に、9ページの個別企業の独自の取組による証明方法です。これは製紙会社等、原料の調

達から製品まで出すところや銘木などが該当するかと思います。それぞれ納入業者が、伐採段階からの流通経路等を把握した上で証明書を作成しこれを添付していくという形です。現在、この3つの方法を現在考えております。これの実施に当たりまして、関係団体、関係省庁等とも連携をとりながら、現在、より詳細な部分等についての打ち合わせを進めているところです。

この証明については、実際にやってみなくてはわからない部分がございます。このため、来年度1億2,000万をつけ、この証明方法等についての検証、あるいはN G O等も入れた協議会等をつくりまして、より実効性の高いものにしていきたいと考えています。

以上でございます。

○木平会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、21世紀森林整備の推進方法のあり方懇談会の関係について、ご説明をもらいたいと思います。

○古久保整備課長 整備課長でございます。資料5－1のご説明をごく簡単にさせていただきます。

昨年、21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会を開催し、取りまとめを行っております。この懇談会は、平たく言いますと、数十年にわたる非常に大きな状況の変化の中で、これまで進めてきた造林政策を、どういうふうに評価してこれからどういうふうに進めていったらいいのか。特に、各都道府県で進めてきた林業公社の分収造林、これは、非常に大きな債務を抱えておって、多くの知事さん方からもその方向性というのが問われておったわけでございます。それで、委員の皆様が集まっていってご議論いただいたと。本審議会の木平会長、横山委員にも入っていただきました。

10月に取りまとめを行っておりますけれども、そのポイントとしましては、これまで育ててきた造林の、森林の持つさまざまな可能性を生かしていくために、幅広い関係者、国から森林所有者まで、強いコミットが必要である。それから、整備を進めていくために多様な施策を組み合わせて、できるだけそれを尽くす。そして、どうしても難しい場合には、これまでの公的分収方式に対する反省もいろいろあるわけですが、そのことも含めて、公的な関与も検討しなければいかんだろうというようなことが総論です。さらに、公社造林に関しては、半ば公有半ば私有みたいな性格でありますけれども、これは特に立地からしても、多様な森林に強力に転換をさせていく必要があつて、そのための支援というのは非常に重要である。それから、実際に債務がいろいろ影響を及ぼしておりますけれども、なかなか直接それに手をつけるわけにいかないところも国としてはあるわけですが、育ててきた森林をきちっと整備をしていくために、

必要な支援というのは、そういった経営状況も念頭に置きながら、きちっと考えていかなきゃいかんというような議論でございました。

次のページに、折込でございますけれども、今年の林業公社に対する支援ということで、公社造林について今後適切に整備を進めていくための支援対策の強化を書いております。公共事業で多様な森林整備を応援する。また、その間に必要な金利負担というものも、これは金融措置としても軽減をし、またこれを支える自治体の負担に関しても、地方財政措置としてもこれは支援していく。こういった形で整理をしております、この懇談会の議論に対しては、半分は森林整備全体の問題ということで、18年の予算案全般に反映をさせていただきますし、公社の造林に関連する部分については、こういった形で整理をいたしまして、各県の担当などとも現在打ち合わせをしているところでございます。紹介をさせていただきました。ありがとうございます。

○木平会長 ありがとうございます。

予算、それから地球温暖化防止、それから違法伐採対策、林業公社の問題と、非常に重要なことについての説明をいただいて、これについて十分な質問が……。理解を深めなければいけないんですけれども、残念ながら時間が限られておりまして、今回はこれについての質問はなしということで、あと残り3課題について、続けて説明していただきたいと思います。お許しいただきたいと思います。

それでは、説明事項の5、6、7といたしまして、独立行政法人の見直しについて、行政改革の重要方針について、国有林野事業特別会計法の一部改正について、この3点について、続けてご説明をお願いいたします。

○笹岡研究・保全課長 それでは、研究・保全課長、笹岡でございます。資料6をご覧ください。

林野庁所管の独立行政法人は、林木育種センター、森林総合研究所、それから緑資源機構と3つございますけれども、おのおの、農林水産大臣が策定した中期目標に基づき、中期計画を作成して業務を実施しております。

このうち、今回、中央省庁等改革で平成13年4月に設立されました林木育種センターと森林総合研究所の中期目標期間が、平成18年3月で終了いたしますことから、独立行政法人の見直しを独立行政法人通則法の規定に基づきまして、総務省の政策評価・独立行政法人委員会の示した「勧告の方向性」を受けて実施したところでございます。

なお、森林総合研究所につきましては、いわゆる2004年の骨太の方針を受けまして、1年前

倒しで平成16年度に見直しが終了しております。林木育種センターにつきましては、本年度見直しを実施しまして、12月24日に見直し内容が決定されたところでございます。

両法人の主な見直し内容ですが、1番目としまして、これまで公務員の身分を与えられていた役職員について、今後は非公務員とすることでございます。それからもう二番目としまして、この林木育種センターと森林総合研究所の両独法を統合することございまして、これらを踏まえ、今後、制度改正を今後実施する予定であります。

両法人の非公務員化につきましては、平成18年度から、この4月からの施行に向けて、今通常国会に法案を提出することとしております。また、両法人の統合につきましては、1年後の平成19年4月の実施を目途に、次期国会に法案を提出する予定でございます。

なお、資料の2ページ目以降は、農林水産省所管独立行政法人見直しの概要、それから見直しの根拠法である通則法の抜粋、あるいは「勧告の方向性」を受けて農水省が作成した見直し内容の3点を付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

独立行政法人の見直しは、非常に早いスピードで進んでいるということで。

それでは、次の行政改革の重要方針について、お願いいたします。

○福田経営企画課長 経営企画課長でございます。ご説明させていただきます。資料7をお開きください。

資料7に、昨年12月24日に閣議決定を見ました行政改革の重要方針、このうち関係するところにつきまして抜粋をいたしまして載せてございます。

前文の最後のところに、ちょうど1ページ目の中ほどにございますが、この方策につきましては、この推進方策を盛り込んだ行政改革推進法案（仮称）を策定いたしまして、今年の通常国会に提出するというふうになってございます。

具体的な内容でございますが、2つの観点から指摘を受けて、該当しております。

1つは特別会計改革で1ページ目の3番にございます。このことにつきましても、下線が引いてあるような箇所をご覧いただきたいんですが、改革の方針を行政改革推進法案（仮称）に明記をいたしまして、5年を目途に完了するというこのもとで、さらにまた、平成19年を目途に特別会計整理合理化法案（仮称）というのを国会に提出しまして進めていくというふうになってございます。

具体的には、2ページの方をご覧いただきたいわけでございますけれども、この見直しの方

針は、真ん中ほどにありますイのところにございます。例えば①でございます。事業の必要性の減じたものを廃止すると。あるいは③のように、これは国有林事業は該当するんですが、一般会計からの繰入が多額に上るなど、区分経理する必要性の薄れたものについては廃止すると、こういうふうな考え方でございまして、具体的に3ページの上の方にございます⑦のところ、「森林保険特別会計については、平成20年度までに、独立行政法人化を検討する」と。それから、⑨のところ、「国有林野事業特別会計については、18年4月に予定する事業勘定と治山勘定の統合」、これは後ほどご説明があると思いますけれども、「その後、平成22年度にその業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討する」というような記載をされております。

それから、もう一つの視点が、総人件費改革の実行計画ということでございます。これは、新聞報道に何度も出ておりますが、3ページの下の方にございますアの①の（ア）の国の行政機関の定員につきまして、5年間で5%以上純減させる。その時に、以下の重点事項を中心に大胆かつ構造的な見直しを進める、ということでございます。

この関連では、4ページの方でございますけれども、一番下にある（e）の非公務員型独立行政法人化等ということで、森林管理関係業務。これは、国有林が行っている森林管理関係の業務のことを指しているわけでございますけれども、これについて、その上のところにある、「遅くとも18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。」これは、19年度の予算などのことも念頭に置きながら、進めていこうという政府の方針でございます。

いずれにいたしましても、だ具体的には今後検討しまして、それぞれの時点までにそれで具体化していくということになっております。

以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

それでは、国有林野事業特別会計法の関係についてお願いします。

○青木管理課長　管理課長でございます。

今との関連でございますけれども、今国会に国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を提出することになっております。資料8をご覧いただきたいと存じます。

この中身につきましては、昨年林政審議会の治山事業部会におきましてご検討いただいたところでございますけれども、その中身の簡単なまとめが1の（3）でございます。「治山事業の経理のあり方等を調査・審議した結果、国が行う直轄治山事業に」につきましては「引き続き

国有林野事業特別会計で、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理することと」いたした上で、治山勘定につきましては「区分経理する必要が乏しいこと等から勘定を統合」というようなご意見をいただいております。

改正の概要は、2番でございますけれども、端的に言いますと、その内容のとおりに法律を仕上げて、1月20日に閣議決定した上で今国会に提出しております。

内容といたしましては、①から③のとおりでございます。まず、国有林野事業特別会計の経理対象事業から補助治山事業を削除しております。これを、一般会計にわたすということでございます。2件目といたしまして、特別会計の国有林野事業勘定と治山勘定を統合いたします。3点目といたしまして、現在、国有林野事業勘定と治山勘定は、経理方法が若干違っております。この勘定統合に伴いまして経理方法を調整いたしまして、基本的には国有林野事業勘定の経理方法に統一するというような内容になっております。

詳細は別紙のとおりでございますけれども、後でご覧いただきたいと存じます。

今国会、これによりましてご審議をいただいて法案が通れば、4月1日から施行したいと思っております。

以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

今ご説明にあったように、非常なスピードで重要な見直しが進んでおります。林木育種センターと森林総合研究所の統合が目の前に起こっています。それから、森林保険会計、あるいは国有林野事業の特別会計の見直しが、これも早期に検討の結論を見出さなければならないというようなことで、これについては単なる技術のご質問というよりも、皆さんが非常に多くのご意見をお持ちだと思います。しかし、それについて、きょうここでご意見を伺うことができません。そういう情勢を十分踏まえて、これからの林政審議会の中で新しい森林・林業基本計画を検討を行っていきたいと思いますし、またその機会に、その他の今日の説明事項についてのご意見も伺いたいと、こう思っております。

きょうは、まず最初のこれからの方針、進め方とその内容の視点というところについて、一方的な説明、あるいは状況の説明ということに終わりましたが、今日は第1回目としてお許しいただきたいと思います。

それ以外のことについて、何かご質問があればお伺いいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、これを持ちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後 4時00分 閉会